令和五年四月十日発行

皇學館論叢第五十六卷第一号

抜刷

研究ノート

土岐康行の乱について - 乱の評価と一族支配

岩

井

寛

斗

令

和 Ŧī.

四

月

Н

土岐康行の乱について 乱の評価と一族支配

岩 井 寬 斗

と奉公衆になった一族を比較し、瓦解の要因を探る。

従来の評価は見直すべきであると考える。討伐対象につい 軍足利義満による守護権力抑制の動きの一つとして考えら 護職を失うが、乱後すぐに伊勢国守護に再任されており れてきた。しかし、討伐対象である土岐康行は一時的に守 土岐康行の乱は明徳の乱・応永の乱と同様に、将

要

旨

張国守護職であることと因果関係があると思われる。 詮直も討伐対象であった。乱後の土岐氏が失ったものが尾 ても康行のみではなかったと思われ、尾張国守護代の土岐

土岐康行の乱によって、それまでの土岐氏一族に

は じ め に 奉公衆

土岐康行の乱

キーワード

(一三九〇) にかけて起きた美濃国・尾張国・伊勢国守護であっ 土岐康行 の乱とは、 康応元年(一三八九)から明徳元年

れていない。乱後、

の指摘は美濃国一国に留まり、伊勢国の支配体制は検討さ よる支配体制が瓦解したことは既に指摘されているが、そ

伊勢国守護家(世保氏)に従った一族

討したうえで、乱後の世保氏による支配体制を検討して

そこで本稿では、まず土岐康行の乱に対する評価を再検

財すべきであろう。 国史学者である田中義成氏は「これ義満が諸強族を削弱するの 医を討った応永の乱と並び、足利義満の守護権力抑制の動きの 大を討った応永の乱と並び、足利義満の守護権力抑制の動きの でと認識されてきた。しかし、康行は明徳二年に伊勢国守護 の徴証が見られ、その後康行の系統(世保氏)が断続的に伊勢 国守護を継承していくこととなる。近年、足利義満の動向を見 (3)
(3)
(3)
(4)
(4)
(5)
(4)

か

ったことを谷口氏は

土岐氏の研究において、

伊勢守護家としての世保氏はあま

ここで先行研究を整理しておく。谷口研語氏は土岐氏の通史を研究され、その成果として『美濃・土岐一族』を著された。 を研究され、その成果として『美濃・土岐一族』を著された。 大岐氏の最盛期であった三代美濃国守護土岐頼康の支配体制 を、合議制を用いた一族支配とされた多田誠氏、室町幕府にお 後に関する先行研究を整理する。康行の乱後、美濃国守護土岐 頼益が行った領国支配のあり方に着目され、守護代となる斎藤 所が如何なる状況下で拾頭してきたかを検討された廣瀬量平氏が如何なる状況下で拾頭してきたかを検討された廣瀬量平氏、乱後にそれぞれの土岐氏一族が国内で各々の領地支配をす が知何なる状況下で拾頭してきたかを検討された廣瀬量平氏が如何なる状況下で拾頭してきたかを検討された廣瀬量平氏、乱後にそれぞれの土岐氏一族が国内で各々の領地支配をす が知何なる状況下で拾頭してきたかを検討された廣瀬量平氏が如何なる状況下で拾頭してきたかを検討された廣瀬量平氏、乱後にそれぞれの土岐氏一族が国内で各々の領地支配をす

> 土岐氏の研究は様々あるが、土岐東行の乱に関する専論はな 土岐氏の研究は様々あるが、土岐東行の乱に関する専論はな 土岐氏の研究は様々あるが、土岐東行の乱に関する専論はな 土岐氏の研究は様々あるが、土岐東行の乱に関する専論はな

り評価されず、世保氏はとくに研究の対象とされることもなく放置されてきた。それは、西池田氏の台頭を、単に土 なく放置されてきた。それは、西池田氏の台頭を、単に土 意がはらわれてこなかったことによる。 つまり、康行の乱後、美濃国守護となった西池田氏ば とする。つまり、康行の乱後、美濃国守護となった西池田氏ば とする。 つまり、康行の乱後、美濃国守護となった西池田氏ば とする。 世保氏はとくに研究の対象とされることも り評価されず、世保氏はとくに研究の対象とされることも なく放置されてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少な れてきたため、土岐氏氏の対象に対している。

の支配体制について考察していきたい。 そこで本稿では、土岐康行の乱を再検討したうえで、世保 かったのである。

の乱以前に比べ、

不安定なものとなったと指摘された佐伯浩氏

第一章 土岐康行の乱の再検討

が減ったことが挙げられよう。しかし、この乱の討伐対象であ 土岐頼忠、尾張国は土岐満貞)へと与えたことで、康行の分国 伊勢三国守護であった康行の分国を乱後 以来、足利義満の守護権力抑制の動きの一つと評価されてきた。 である世保氏が継承していくことに違和感を持つ。そもそも る康行に乱の翌年、伊勢国守護職を与え、断続的に康行の系統 このように評価されてきた要因として、 「はじめに」で取り上げたように土岐康行の乱は田中義成氏 康行以外に対象がいたことを示す。 乱の討伐対象は康行のみであったのだろうか。次の史料 乱以前に美濃・尾張 別の人物(美濃国は

徒御退治御告文』、 【史料一】 「足利義満告文写」 (天理大学附属天理図書館所蔵 No. [X]

馬頭氏之・同宮内少輔時熈三人同心して、 征夷大将軍准三后従一位源朝臣―、かけまくもかしこき神(『阿素護》 神名字神華 尾張両国にして陰謀をくわたつ、 ふく者也、 太一定分の重厄也、 祇官八神殿の広前二、 爰土岐大膳大夫康行·同宮内少輔詮直、 ふかく懇精をこらしめつ、、 恐み恐みも啓白す、小臣今年卅三歳 又山名伊豆守義熈・同右 但馬・伯耆にし 擁護をあ 美濃

> 軍をさしつかハして退治をくわふ、 て梟悪を、こす、近年四海静謐 今東西四国の凶徒同時に出来、 いよく、冥助を仰ところ 驚歎存する者也、 国家の安全は神明の誓

史料中の傍線部によると、土岐康行・土岐詮直が美濃・尾張両 右の史料は近年、桐田貴史氏によって紹介されたものである。 征夷大将軍准三后従一位源朝臣——(足利義濟) 網名字網筆

明徳元年閏三月八日

国において陰謀を企てたため、官軍を差し遣わして退治を加え

土岐康行の乱における討伐の対象は、

康行・詮直

た。つまり、

国守護職を中心に考察をしていきたい。 的に土岐氏全体として失ったものは、尾張国守護職である。そ であった。 こで本章では、土岐康行の乱の評価を再検討するために、尾張 土岐詮直は尾張国守護代とされている。また、この乱で結果

弟高師泰であった。 (18) 張国守護であった中条氏、 土岐氏が尾張国守護になる以前の尾張国守護は鎌倉期より尾 観応の擾乱で失脚する執事高師直

(一三八七) 十二月二十五日まで尾張国守護であった。 (型) が誅殺された後の事であり、 康行の養父である土岐頼康が尾張国守護となるのは高師 頼康は自身が没する嘉慶元年 頼康の

族が尾張国への押領行為を続け、守護頼康が遵行を怠ることでを受けたものである。こうした遵行命令については、土岐氏一尾張国守護としての徴証は多く、その殆どが幕府から遵行命令

また、 の国に勢力を扶植していたため、容易ではなかったとされる。 二月二十二日に頼康誅伐の御教書が作成されたとする。 義の没後、 0 頼康誅伐の御教書が発給された。細川頼之が四国へと下向する 失脚した康暦の政変では、 川頼之と対立する中心人物であったと指摘される。細川頼之が 氏が「応安の政変」と称する政変において、氏は頼康を管領細 においては、美濃国の軍勢を向かわせる様に命を受け、(31) 関わっていくこととなる。 尾張国における勢力拡大を図ったとされている。 の乱とは康暦の政変からの対立構造が原因の一つであった。 続いていたとされ、 立する構図となっていたことは看過できない。 して細川頼之の下向という形で収束したものの、足利義満に対 は 康や山名氏の分国を義満が奪えなかったのは、 そして頼康が尾張国守護に就任した後、頼康は京内の政変に 山田氏は康暦の政変後も義満・頼之と反細川派の対立が 康暦元年 その後継者が討伐されたとする。つまり、 (一三七九) 反細川派の中心であった土岐頼康・山名時 まず、 「反細川派」として行動し、諸国に 閏四月十四日のことであり、 (S) 斯波高経が失脚した貞治の変 自らと対立した 隣接する複数 土岐康行 結果と 山田徹 同年

用できよう。

していく。 次に康行の乱後に尾張国守護となった土岐満貞について検討

少輔 史実とし難い事象も存在するが、概ね同時代の史料としても活 があったという。そもそも 守護代土岐詮直の讒言をし、「しからは国を満貞にたひて宮内 成立したとされる。つまり、『明徳記』は軍記物語という性格上、 乱後処理までを記す軍記物であるが、『明徳記』の成立時期に 康の養子土岐満貞である。 (一三九二) ついて和田英道氏によると、『明徳記』 頼康の没後、尾張国守護として徴証が見受けられるの (筆者註・土岐詮直)を御退治あるへきか。」との御沙汰 五月から応永二年(一三九五)三月までの間」に 『明徳記』によれば、 『明徳記』は、明徳の乱の経過及び の初稿本は、 満貞が尾張国 「明徳三年 は 頼

『明徳記』の記述によれば、頼康から満貞へと改替されたわけるが、康行の尾張国守護としての徴証は管見の限り確認できないため、以下、満貞の尾張国守護としての徴証は管見の限り確認できないため、以下、満貞の尾張国守護としての徴証は管見の限り確認できまず、満貞は嘉慶二年に尾張国守護としての徴証が見受けられる。

料編九、五三七号)

資

書如 執達如い件 河村兵衛次郎・奥田得丸以下輩、 古見弾正幷小弾正次郎・猿子弥四郎・神戸新右衛門入道 立河・糟屋・曽我・斎藤・嶋津・ 円覚寺雑掌申、 此 一円沙□汰付雑掌、 去々年、 尾張国富田・篠木両庄内名々事、 悉打一渡寺家」之處 可以被以執口進請取口之状、 立帰濫妨云々、早止 富田各務入道・宇津木 何;国中物念之隙 申状・具 依 如 一彼

嘉慶二年五月廿五日 左衛門佐(花押影

土岐

W伊与守殿 (清卓)

合戦が起きている。 覚寺に沙汰付するようにとの命を満貞が受けたものである。 に円覚寺へと渡したが、 内容としては、尾張国富田・篠木両荘を至徳三年 ることもできるが、 怠による所領拡大と同様な土岐氏一族を用いた支配体制と考え 道」といった土岐氏一族が確認でき、 性が非常に高い。この史料に「猿子弥四郎」・「神戸新右衛門入 よれば、 の史料中にある「国中物念」とは一体何なのか。「常楽記」に めとした者が押領行為を再び始めたので、彼らを止め、 右の史料は、 嘉慶二年五月九日に土岐康行の乱の前哨戦である黒田 土岐頼康が没した五か月後に発給されている。 つまり、 『明徳記』 国中が落ち着かない間に、 「国中物念」とは黒田合戦の可 によって黒田合戦以後の戦いで 頼康期に行われた遵行闘 (一三八六 立河をはじ 再び円

> 行をしている。 土岐康行の乱が終結した明徳元年閏三月以降には次のように遵かったことを如実に表現しているのではないだろうか。実際に皮々負ける満貞の姿があることは、むしろ遵行をする余裕がな

【史料三】「管領斯波義将奉書案」(醍醐寺文書、『愛知県史』

資料編九、

五八九

号

退||土岐美濃守代官、沙||汰付彼僧正雑掌、可」被」執||進請由、所」被」成||下 院宣||也、早云||当職、云||座主領、||産主領、出土極主職・同座主領事、被」付||理性院僧正||之||定

取一状、依」仰執達如」件、

土岐伊与守殿 土岐伊与守殿 左衛門佐判

【史料四】「尾張国守護土岐満貞遵行状案」(醍醐寺文書、『愛

足張国熱田宮座主職・同座主領事、先立遵行之処、知県史』資料編九、五八九(三)号)

(主義) (日本義) (主義義) (王義義) (王義義)

代

美濃守代官申、重御教書如.

此

案文遣」之、

早退

||美濃守

依

明徳元年九月二日

蔵左近将監殿

官を退け、理性院雑掌へ熱田社座主職・同座主領の沙汰付を命右の二つの史料から乱後、美濃国守護となった土岐頼忠の代

土岐康行の乱について(岩井

最後に満貞の『明徳記』における評価について見ておきたい。結後はこのようにむしろ積極的に遵行をしていたのであろう。から始まる一連の戦いによって余裕がなかっただけであり、終ぜられたことが見て取れる。前述の如く、それまでは黒田合戦

皆嘲りおもふ」とする。また名誉挽回のために臨んだ内野合戦まず、満貞が黒田合戦以後、度々の合戦で負けている様子を「人

おいても「敵の手負馬をとり我鞍を置代打乗て御方の捨たる

ろうか

うか。 記述が ば、 侍した者」と指摘されており、 頸を拾ひ持せて参りたり」とある。これは自らの馬が切られ傷 日まで定説とされている。 を負いながらも、 『明徳記』において満貞の評価は悪い印象を持たせる。そもそ 戦であったため、 満貞の評価を下げようとの意向が働き、 その作成意図に足利義満の意向が反映されていよう。 『明徳記』 『明徳記』に見受けられるようになったのではないだろ の作者は、 敵の頸を取ったという嘘を注進したが、 ばれてしまう場面を記述したものである。 富倉二郎氏によって「足利義満に近 作者が足利義満に近い人物であれ 作者の詳細は不明であるが、 既に記したような つま 白昼

斯波氏が担う。つまり、土岐氏が尾張国守護職を失って以後は、遷していき、応永年間(一三九四―一四二八)以降は、一門の遷し以後、尾張国守護は、足利一門である畠山・今川氏と変

康行の乱において満貞が利用されたと考えた方が自然ではなか康行の乱において満貴がそれ相応にあった。果たして満貞にそのような尾張国守護たる立場があったのだろうか。『明徳記』において卑怯者として描かれている満貞を要地の守護として任命おいて卑怯者として描かれている満貞を要地の守護として任命とにとは考えにくく、土岐氏のである。また、高師泰・土岐頼康は足利一門のみが尾張国守護として確認でき、尾張国において外足利一門のみが尾張国守護として確認でき、尾張国において外

護職を収公するための策であったと結論づけたい。動した合戦と評した上で、幕府方の目的は土岐氏から尾張国守

以上から土岐康行の乱を山田氏が指摘する康

暦

の政変から連

第二章 土岐康行の乱以後の伊勢国支配

た上で一族支配が瓦解したかを結論づけた指摘は管見の限り確 をでもあり、土岐康行の乱後、伊勢国の支配体制を含め でもあり、土岐康行の乱後、伊勢国守護職は土岐康行系統の 世保氏が断続的に継承していった。しかし、「はじめに」で述 でたように乱後の支配体制はこれまで美濃国のみを検討したう でたように乱後の支配体制はこれまで美濃国のみを検討したう では、主に尾張国守護職としての土岐氏について検討し

認できない。そこで本章では、康行の乱以後の伊勢国支配が如 何なるものであったのか検討していく。

たい。 まず、土岐康行の乱以前の伊勢国支配について検討していき 康行の養父であった土岐頼康が伊勢国守護を補任された

のは、 次の史料は伊勢国守護としての初見史料である。 仁木義長が失脚した延文五年 (一三六〇) と指摘され

藤文書)、『三重県史』資料編中世二、四三号 【史料五】「伊勢守護土岐頼康遵行状」(石水博物館所蔵文書(佐

忠節 | 之状、依、仰執達如、件 為二勢州凶徒対治、所」令二発向 也 早速馳参、 可レ被 致

佐藤蔵人殿 延文五年十一月廿五日 沙弥 (花押康

護の権限であるため、 を促す文書を「軍勢催促状」と呼ぶが、 康を通じ、佐藤蔵人の招集を促す文書である。このように招隼 右の史料は、伊勢国の凶徒を対治するために幕府から土岐頼 右史料をもって土岐頼康の伊勢国守護と 軍勢催促状の下達は守

しての初見とする

される。また、【史料四】より康行の乱後、 土岐氏諸系図には見えず、 当該期の伊勢国守護代は戸蔵氏である。 『姓氏家系大辞典』に「清和源氏土岐氏族」とあるものの 頼康の被官であったのだろうと指摘 多田誠氏は、 土岐満貞の守護代 戸蔵氏

> は、『三重県史』で「幕府方の名ばかりの守護だった」と評さ として確認でき、土岐氏の有力被官であったと思われる。美濃 の力が及んでいなかったためと思われる。 れるように、この頃の伊勢国では、美濃や尾張国のように頼康 国や尾張国のように頼康の弟が守護代として確認できないの

再び康暦元年(一三七九)に補任される。この時の守護代とし には次のような経路で遵行が行われる。 て確認できるのは土岐康行である。そして永徳二年(一三八二) 頼康は貞治の政変によって、伊勢国守護を一度解任されたが

『四日市市史』資料編古代・中世七、一九六号 【史料六】 「将軍足利義満御内書案」 (口宣綸旨院宣御教書案)

彼仁事、別而抽:|祈祷之懇誠 |之間、 理性院僧正申、伊勢国智積御厨事、普代相伝地之処、 不慮之儀、于」今違乱之由被 ||嘆申 | 候、不日可レ有| 殊難」去候、 ||遵行 以 三別儀 候 依

急速可以有以其沙汰 候也、

御門

土岐大膳大夫殿

十月十九日

【史料七】「守護代刑部大輔某遵行状案」 『四日市市史』資料編古代・中世七、 (口宣綸旨院宣御教書 九七号

案 伊勢国智積御厨事、 任一被 |仰下 | 之旨い 可以被以沙川汰付下

地於理性院雑掌」之状如、件

土岐康行の乱について

永徳三年四月廿六日

刑部大輔在判

多治見参川守殿

日市市史」資料編古代・中世七、一九八号)【史料八】「多治見道甚遵行状案」(口宣綸旨院宣御教書案、『四

伊勢国智積御厨事、任上被;仰下一之旨;可」打「渡下地於理

性院雑掌之一状如5件、

永徳三年四月廿七日 参河

虫鹿次郎兵衛尉殿

は次の史料から確認できる。ける支配体制も確認できない。伊勢国における康行の支配体制認できない。また乱後、明徳二年に再任されるが、当該期にお認できない。また乱後、明徳二年に再任されるが、当該期にお

【史料九】「伊勢国守護土岐康行遵行状」(醍醐寺文書、

三重

族支配であったことが見てとれる。

県史』資料編古代・中世(下)、一八六号)

等事、任₁₁今月九日御教書之旨宀可¸沙π汰付下地於彼雜伊勢国棚橋法楽寺領安濃郡末吉‧末正両名幷泊浦‧小浜郷

+

(押紙)

応永七年三月十六日

少 尓 (ま

安芸弾正入道殿

地域に居住する国人であろう。 氏一族ではないと考えられる。伊勢国には奄芸郡があり、その氏一族ではないと考えられる。伊勢国には奄芸郡があり、そめきる。宛先の安芸氏は、土岐系図では確認できないため、土岐

右の史料から守護代は「安芸弾正入道」であることが確認で

【史料一〇】「伊勢国守護土岐康政遵行状案」(醍醐寺文書、『三岐康政に継承される。康政の発給文書は、次の通りである。康行は応永十一年十月六日に没し、伊勢国守護は康行の子土

重県史』古代・中世(下)、五二号)

并御施行之旨、沙示法付下地於京都座主方,状如,件、伊勢国三重郡智積御厨大日寺知行分事、任;去廿四日御

判

土岐左馬助入道

応永十八年九月十日

沙弥 判

赤堀三郎左衛門尉殿

資料編古代・中世七、二三三号)

伊勢国久米守忠名事、任二今月二日御教書之旨、可」沙示法

何下地於永源寺雜掌 | 之状如 \件、

応永廿一年九月十四日 沙

沙弥(花押)

春部三郎左衛門尉殿

確認でき、いずれも土岐氏一族ではなく、伊勢国国人領主だと康政の発給した文書の宛先として「赤堀氏」と「春部氏」が

を全うしていたのだろう。と指摘にある地頭御家人で、守護の軍事指揮下にあった。」と指摘係にある地頭御家人で、守護の軍事指揮下にあった。」と指摘思われる。また、赤堀氏は『三重県史』で「室町将軍と主従関思われる

田数・年貢等注進状案」に「土岐のよやすとのの内大沢修理亮していたと考えられる。応永十五年十二月二十一日付「石榑荘その他の動きとして、康政は被官人を用いて、守護領を拡大

本し、大沢氏は持頼の時にも名前が確認でき、世保氏にとってかし、大沢氏は持頼の時にも名前が確認でき、世保氏にとってに朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある。『三に朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある。『三に朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある。『三に朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある。『三に朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある。『三に朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある。『三に朝明郡豊田御厨ささず、土岐氏一族ではないだろう。した。

ることが確認される。しかし、康政の死はそれ以前であったよ康政は、『看聞御記』応永二十五年六月六日条で死去してい

重要な人物であったと考えられる。

うで、康政の子持頼が既に伊勢守護となっている。また、康政

をもって還補されたと指摘される。しかし、持頼は応永二十五数ヶ所没収された。谷口氏は『看聞御記』の記述通り、守護の数ヶ所没収された。谷口氏は『看聞御記』の記述通り、守護の罪であるとされ、その結果、持頼は守護職を改替され、所領が罪が足利義嗣の謀反に加担していた疑いによって、子の持頼も同が足利義嗣の謀反に加担していた疑いによって、子の持頼も同

教書案、『三重』古代・中世(下)、五三号)

年十二月二十五日に次のような遵行状を発給している。

伊勢国三重郡智積御厨本別納・新別納・桜郷大蓮名事

土岐康行の乱について(岩井

任 下被 |仰下||之旨4||可>沙□汰渡大宮局雑掌||之状如>件、

はなく、応永三十一年五月に仙洞女房との密通が露見し、

逐電

応永廿五年十二月廿五日 刑部少輔 在判

赤堀兵庫入道殿

国支配の為に起用していた人物は、 いだろうか。 忠名」の沙汰付け命令を出していた。つまり、世保氏は遵行対 摘できる。康行は、安芸氏に「安濃郡末吉・末正両名幷泊浦 この一通のみである。宛先の赤堀氏は、康政の代にも守護被官 ていたような印象を受けるが、乱後の伊勢国では、世保氏が領 は富島氏・戸蔵氏のように守護が命令を下達する一族は決まっ 象地に基盤のある国人領主に沙汰付の命令をしていたのではな 小浜郷等」の沙汰付け命令を出し、 象地は、 として活動していた。また、赤堀氏に対して発給する文書の対 勢守護になるが、第一次期と呼べるこの時期に発給した文書は 護職に返り咲いていることが確認できる。また持頼は、二度伊 守護職の改替があったとするならば、その半年後には再び守 頼康期は一族を中心に、 土岐氏一族以外の様々な国 康政は、

赤堀氏の基盤は智積御厨がある三重郡であった可能性を指 康政の時同様に「伊勢国智積御厨」である。これらか 乱後の美濃・尾張両国で 春部氏に「久米守

> 長元年(一四二八)七月十九日のことである。このタイミング とが確認される。持頼が再び伊勢国守護を補任されるのは、正 持頼は伊勢国守護を解任されたとし、筆者もそれに肯首する。 (**) 稲本紀昭氏は、応永三十一年の仙洞女房との密通より以前に、 に命じる命令を伊勢国国人領主である関・長野氏に下している。 してしまう。しかし、それ以前に持頼は伊勢国守護ではなく なった可能性がある。応永三十年に幕府は、 持頼は、応永三十四年十一月二十七日に「御免」となったこ 本来であれば守護

正長元年この年、南朝の小倉宮が伊勢国司北畠満雅を頼っ て逐電したが、持頼のこの三度目の伊勢守護就任は、

氏の小倉宮を奉じての挙兵鎮圧のためであった。

での補任について谷口氏は

守護西池田氏や奉公衆の中で土岐名字の者に合力を命じている(※) まり、 の時、 美濃国小嶋とは持頼の曽祖父頼康が死去した場所で、 と指摘される。その為、持頼が伊勢守護就任翌日に美濃国小嶋 頼にとって、満雅追討への準備は難しく、将軍義教は、 の拠点であった可能性が高い。しかし、数年間牢人であった持 へ戻る行為は、北畠満雅追討の準備であったと考えられよう。 美濃国小嶋は世保氏にとって重要な場所であり、 康行が幕府軍に抗戦し、最後に落城した場所である。 康行の乱 美濃国 戦準備

御教書案」で沙汰付けの命令を受けるが、それを遵行すること

応永二十九年閏十月二十日付の「足利将軍家

人領主であった

持頼はその後、

条に確認できる「神戸小児」・「志多見入道」・「高山某」がいる。 と考えられる人物として、『満済准后日記』正長二年六月九日 る文書ではない。文書以外から持頼の支配体制を構成していた 給した文書は確認できるものの、 氏に襲われ死去した。持頼が再任されてから死去するまでに発 神戸氏は頼康の時、 永享十二年(一四四〇)五月に大和国に在陣中、 尾張国守護代として確認できる土岐氏 いずれも支配体制が確認でき 持頼は長野

明であり、 殿御手」」とあり、土岐氏一族と確認できる。志多見氏は「83 ていた。しかし、彼らがどのタイミングで世保に従ったかは不 記」によると、持頼の最期、共に出陣した軍奉行であった。こ 衡国を祖とする土岐氏一族である。また志多見氏は、「応仁略 岐市史』 直経代三山重行軍忠状」に「属||土岐肥田四郎殿・同高山弥六| ている。高山氏は、暦応三年 のように土岐氏一族の一部は持頼をはじめとする世保氏に従っ 族だろうか。しかし、神戸氏は伊勢神戸氏の可能性も指摘され 所収の土岐系図によると、 彼らは伊勢国守護代として現れていない。 (一三四〇) 初代美濃国守護頼貞の兄弟 十月十七日付 王

で指摘されているように第二次期の持頼 公衆や北方一揆など力をつけた国人がいた。また、『三重県史』 う地域はそれ以前より狭くなった。その地域には幕府直属の素 応永七年以降の伊勢国守護は北半国守護で、 (正長元年~永享十二 守護が支配を行

土岐康行の乱について

とって都合がよかったのではないだろうか。 居住している国人領主層を守護代として起用した方が、 以後、力がなくなった一族よりも、力をつけたその地域 盤がなかったのだろう。そのような状況下であれば、 守護自身が押領しなければならないほど、伊勢国に土岐氏の基 年)は、永享二年八月以降、 寺社領の押領をしていた。 つまり、 守護に に元来 ※行の乱

第三章 土岐康行の乱以後の土岐氏一族動向

そこで本章では、乱以後の土岐氏一族動向を検討していく。 されるが、世保氏に従った一族に頼康の弟は見受けられない。 が土岐頼康の弟を中心とした一族支配であったことは既に指摘 (一三九○) に所領を失い、その所領は佐々木氏に沙汰付けさ 田氏には見受けられない。また、土岐康行の乱以前の支配体制 ついて指摘した。一方でこうした事例は、美濃国守護土岐西池 れたようである。 いく。高山氏は、次の二点の史料が示している通り、 まず、世保氏に従った一族として、高山氏について考察して 前章において伊勢国守護世保氏に従った土岐氏一族の存在に 明徳元年

資料編九、五八三号 【史料一三】「管領斯波義将施行状案」(佐々木文書、『愛知県史』

佐々木大膳大夫高秀申尾張国大浦分田蘇山事、 (中縣都力) 先度被以成

可 |処不||事行||云々、 ||執||進請取状| 依 、仰執達如」件 甚無」謂、 不 Ė 沙川汰付高秀代

明

土岐伊与守殿 ?徳元年六月九日 左衛門佐領

史料編古代・中世四、 四】「管領斯波義将施行状案」(佐々木文書、 四号 『岐阜県史』

佐々木大膳大夫高秀申美濃国多芸内吉田騎二事、 月廿五日御下文、 明徳元年六月廿日 可レ被 |沙汰付 | 之状、 左衛門佐御判 依 ↓仰執達如↓件 早任

者也、

取分多芸庄之事者、為:|名字之地、応永十七年迄知

- 54 -

土岐刑部少輔入道殿

思われる。つまり、 ・味方した佐々木高秀に闕所地処理として沙汰付されたものと 明徳元年は !康行の乱が終結した年であり、 高山氏は康行の乱で康行に味方し、 右史料から幕府方 所領を

失ったと考えられる。

年中持頼同時自害。」とあり、 認できる。満清は、「土岐系図」に「於」勢州 れよう。 次に世保氏に従った人物として、 嶋田氏については、 持頼の有力被官であったと考え 次のような史料がある 土岐満貞の孫嶋田満清が確 属 持頼。

【史料一五】「土岐嶋田益忠庭中申状案」

(蜷川家古文書)

一岐

史料編古代

・中世四、

四号

土岐嶋田左京亮益忠謹庭中言上 所 美濃国 多芸 庄内闕所分

所 同国時多良郷

所

同国四ヶ春近

所 同国生津庄東方地頭職除今峯村之、

所 伊勢国日永庄

右 相違」之處、 同御自筆之御内書等、高祖父善忠・曽祖父満貞迄知行無 彼所々者、 連々仁不知行之間、 鹿苑院殿様・勝定院殿様帯に足利義譜) 向雖」為;;無足; 数通之 堪忍仕 御 判

行仕之處、鹿苑院殿様御時、武者小路殿彼在所号」有 ▽被▽掠□申下地で 於」被二半済 |守護症被 |持せ|之条、

所 之由、 其謂 者哉、 依 就二歎申〕 其後 勝定院殿様御代"自,|住古,為,|色済之在 応永十七年、 如」元被」成一下一圓"御

<u>任</u> = 御料所、 判」之条、忝存之處、 御代官職被 次第也、結句其時一圓「令」押領、其以後、 并所々事、 御判之旨、入部仕之處、 致 三預下、 |御代官|之段、 被 √成□下還補之御判ご 於 依,,守護御代官申、終二無,,遵行 |御年貢等 旁以不便之至也、 以 - 者 |国之勢|相支事、 如 | 懈怠 元 剰号] 全 _ 可 所詮彼在所 知 不思議 之間 行 爲

****禄三年十二月 日

生する揖斐氏や深坂氏、稲木氏、尾張国守護代であった土岐直

かし、美濃国守護はそれを遵行せず、押領したようである。応永十七年に元のように一圓化するように文書が出された。上嶋田氏は、美濃国多芸庄内闕所分をはじめとする所領を失い、

いだろうか。

地田氏によって押領されたりして、所領を失っていたのではな土岐氏一族は、康行の乱で所領を没収されたり、美濃国守護西土岐氏一族は、康行の乱で所領を没収されたり、美濃国守護西以上のことから、高山氏や嶋田氏のように、世保氏に従った

次に一族支配体制下で守護代を経験しながら、世保氏に従わなかった一族は、康行の乱後、どうしたのだろうか。土岐氏一なかった一族は、東行の乱後、どうしたのだろうか。土岐氏という単位を尺度にすると、奉公衆中最大の家数をしめしている」と指摘される。次の表は各番帳から土岐氏一族を抽出したる」と指摘される。次の表は各番帳から土岐氏一族を抽出したる」と指摘される。次の表は各番帳から土岐氏一族を抽出したる。

(S)。 本公衆として検出した一族を系統別に分けると次のように (S)

·賴遠系統···今峯、外山、小柿、穂保 ·賴清系統···深坂、揖斐、稲木、肥田瀬、久々利、羽崎、長山

よう。

頼清の系統には、美濃国守護代であった土岐頼雄の子から派・その他・・・本庄、原、石谷、明智、長沢、肥田、小里、多治見

氏の子から派生する肥田瀬氏、土岐康貞の子から派生する久々 利氏や羽崎氏等が見られる。頼雄や直氏、康貞は土岐頼康の弟 で、彼らの子孫が土岐康行の乱で康行に味方したのは容易に想 像できよう。また本庄氏は、頼康の代に尾張国在国守護代で あった。多治見氏は康行の乱以前、美濃・尾張・伊勢それぞれ で活動しており、康行の代には美濃国守護代として活動していた。つまり、頼康の支配体制を構成していた人物等は、奉公衆 となっている。

また、奉公衆の中には、美濃国二代守護土岐頼遠の系統が確認の処刑後、身のふりかたが不明とされてきた頼遠の系統が確認の処刑後、身のふりかたが不明とされてきた頼遠の系統が確認の処刑後、身のふりかたが不明とされてきた頼遠の系統が確認が、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できあるが、土岐康は、

— 55

「長享番帳」	「東山番帳」	「久下番帳」
土岐揖斐孫次郎 土岐揖斐孫右丸 土岐小里能登守	土岐揖斐孫太郎 土岐尾黒(筆者莊・里)次郎 土岐本庄民部少輔 土岐原四郎	
土岐小柿式部少輔 土岐深坂次郎	土岐小柿次郎 土岐深坂次郎	
	土岐久々利民部少輔 土岐今峯駿河守 土岐外山民少輔	
土岐明智兵庫助 土岐明智左馬助政宣 土岐飛騨(筆者註・肥田)中務少輔直盛 土岐飛騨(筆者註・肥田)伊豆守 土岐飛騨(筆者註・肥田)太郎尚直 土岐飛騨(筆者註・肥田)太郎尚直 土岐石谷兵部少輔 土岐長沼(筆者註・沢)治部少輔	土岐明智兵庫頭 土岐中(筆者註·長)沢五郎 土岐肥田判官 土岐嶋治部少輔 土岐肥田中務少輔 土岐石谷兵部大輔	土岐肥田伊豆入道 土岐肥田左馬助 土岐肥田中務少輔 土岐石谷滨部少輔 土岐安津治部少輔 土岐賀器所彦九郎 土岐明智兵庫頭
土岐今嶺兵部大輔 土岐石谷		

尾張国海東郡内庶子等跡齡華忠仁事、所,,預置,,也、早守,,先例(紀神)。 (北神)

可」致」,沙汰」之状如」件、

土岐下野入道殿 生岐下野入道殿

(花押) (定和卷簿) (定和卷簿) (定和卷簿)

土岐明智氏王丸本領事、不」可」有||相違||之状如」件|

明徳元年十二月十四日

兵粮料所にせよ、闕所にせよ、「預置」文言をもって将軍が給号し始めた頼重の弟である。佐藤進一氏は、「半済分にせよ、尾張国海東郡内庶子等跡を預け置かれている。頼高は、明智と【史料一六】によれば、延文六年に土岐下野入道(頼高)は

守護家から離れ、幕府方の人物であったのだろう。また康行の将軍の直轄領を与えられていることを考えると、既に明智氏は与する所領はすべて将軍の直轄領と見てよい。」と指摘される。

その他の系統に現れる明智氏については、次の二点の史料が

ある。

【史料一六】 「足利義詮袖判御教書」 (土岐文書、

『岐阜県史

— 56 —

素公衆となった土岐氏--佐 表—

		14—	辛払水となりた工収以一族
史料名	「幕府番帳」	「文安番帳」	「永享番帳」
一番	土岐本庄民部少輔 土岐原駿河守 土岐揖斐太郎 土岐羽崎十郎 土岐本庄伊豆入道/在国	土岐本庄民部少輔 土岐原駿河守 土岐揖斐孫太郎 土岐羽崎十郎 土岐本庄伊豆入道/在国	土岐揖斐太郎 土岐厚(筆者註・原)駿河守 土岐本庄福寿丸
二番	土岐深坂治部少輔 土岐小柿式部少輔	土岐深坂治部少輔	土岐深坂次郎 土岐小柿式部少輔 土岐稲木四郎
三番	土岐肥田瀬宮内大輔 土岐久々利五良 土岐外山中務少輔 土岐外山孫四郎 土岐今峯孫三郎 穂保刑部大輔	土岐久々利四郎 土岐肥田瀬宮内少輔 土岐外山孫四郎 穂保刑部大輔 多志見(筆者註・多治見カ)孫太郎/在国	土岐外山近江守 土岐肥出(筆者註·田)瀬宮内少輔 土岐久々利五郎 土岐外山孫四郎 土岐稲(筆者註·徳)保刑部大輔 土岐金(筆者註·夸)峰孫三郎
四番	土岐肥田伊豆守 土岐肥田次郎 土岐石谷孫三良 土岐長澤治部少輔	土岐肥田瀬伊豆守 土岐各(筆者註・石)谷孫三郎 土岐肥田瀬次郎 土岐長沢治部少輔	土岐肥田瀬伊豆守 土岐石谷孫九郎 土岐肥田中務少輔 土岐長沢治部少輔
五番	土岐長山右馬助入道		土岐飛騨(筆者註・肥田)八郎 土岐今峰兵部少輔

※谷口研語『美濃・土岐一族』89頁を参考に、加筆修正を施した。

ないだろうか。 ていたことは、有力守護大名を牽制・統制して中央への依存性 側・守護側に分裂していたのではないかと考えられる 幕府は石谷氏を取り込むため、石谷氏の所領を安堵したのでは 一奉公衆中の多数を占める者が守護から独立して将軍に直結し 守護から独立した者が将軍に直結したことを福田豊彦氏は、 以上のことから、土岐康行の乱以前に土岐氏一族内で幕府 右の御教書が発給された嘉慶三年は、 康行の乱直前である。

を強める機能を果たした。」と指摘される。土岐氏が三国守護

史料編古代・中世四、二三号)

美濃国莚田庄地頭職·同国石谷郷秀重地頭職事、

谷遠江守氏久相傳領掌、

不」可」有:|相違||之状如」件

嘉慶三年二月七日

れている。また石谷氏も明智氏同様、次の史料によると、康行(8) の乱以前から幕府側の人物であったのではないかと考えられる。 る明智氏については、幕府方として行動していたことが指摘さ いる。明徳元年は、康行の乱が起きた年だが、康行の乱におけ 【史料一七】によると、明徳元年に明智氏は本領を安堵されて 【史料一八】「足利義満袖判御教書」(土岐文書、『岐阜県史』 所領を没収された土岐氏一族については既に触れたが、

早土岐石

思惑であったことは既に述べたが、幕府は結果的に直轄軍の編制・統制しようと試みたのではないか。また、こうした有力庶制・統制しようと試みたのではないか。また、こうした有力庶行が土岐頼康の代に尾張国へと押領を続けたことは既に指摘されていることであり、土岐康行の乱が尾張国守護職を収公するれていることであり、土岐康行の乱が尾張国守護職を収公するのに、第一次のは有力庶子の存在があったためであり、幕府は彼らたりえたのは有力庶子の存在があったためであり、幕府は彼らたりえたのは有力庶子の存在があったためであり、幕府は彼らたりえたのは有力庶子の存在があったためであり、幕府ははいる。

秦公衆となった土岐氏一族には「所領に対する税の免除」、「所奉公衆となった土岐氏一族には「所領に対する税の免除」、「所

成強化に成功したのである。

には一族間において差異があったのである。の奉公衆は乱以前に所領を安堵されるなど、所領に対する処理の奉公衆は乱以前に所領を安堵されるなど、所領に対する処理れる。世保氏に従う場合は乱後に所領を失った者が多く、一部従った、もしくは幕府の直轄軍である奉公衆となったと考えらばった、土岐康行の乱後の土岐氏一族は、伊勢国守護世保氏に以上、土岐康行の乱後の土岐氏一族は、伊勢国守護世保氏に

おわりに

として捉えられてきたが、「第一章」で指摘したように土岐氏これまで土岐康行の乱は足利義満による守護権力削減の動き

と考えられ、伊勢国国人領主層を用いた方が伊勢国を容易に支と考えられ、伊勢国国人領主層を用いた方が伊勢国を容易に支と考えられ、伊勢国「護職を収公することが狙いであろう。また、このから尾張国守護職を収公することが狙いであるが、伊勢国守護世保氏のもとには、康行の乱や美濃国守護の押た、伊勢国守護世保氏のもとには、康行の乱や美濃国守護の押た、伊勢国守護世保氏のもとには、康行の乱や美濃国守護の押た、伊勢国守護世保氏のもとには、康行の乱や美濃国守護の押における。なぜ彼らが伊勢国守護代となっているが、伊勢国策酷している。なぜ彼らが伊勢国守護代とならなかったのかは集結している。なぜ彼らが伊勢国守護代とならなかったのかは集結している。なぜ彼らが伊勢国守護代とならなかったのかは集結している。なぜ彼らが伊勢国守護代とならなかったのかは集結している。なぜ彼らが伊勢国であるが、おそらく伊勢国における守護の船頭性が一因のおりにより、伊勢国であるが、おそらく伊勢国における守護の船の船の船が、おくらは、大田のいののは、大田のいののは、大田のいのであるが、おくらの地のは、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのは、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのであるが、大田のいのでは、大田のいのであるが、大田のいのでは、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのでは、大田のいのであるが、大田のいのであるが、大田のいのでは、大田ののいのでは、大田のいのでは、、田ののでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田のいののでは、大田のののでは、大田のいののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののののでは、大田のののでは、はいのののでは、大田のののでは、、田

うか。以上のことから、彼らが奉公衆として幕府に吸収されたうか。以上のことから、彼らが奉公衆として幕府に吸収されたができたのではないか。奉公衆になることは、幕府・土岐氏一ができたのではないか。奉公衆になることは、幕府・土岐氏一ができたのではないか。奉公衆になることは、幕府・土岐氏一ができたのではないか。奉公衆になることは、幕府・土岐氏一族互いにメリットがあったのだが、康行の乱以前の支配体制を構成していた一族が奉公衆となったことで、美濃・伊勢両国の構成していた一族が奉公衆となったことで、美濃・伊勢両国の構成していた一族支配が瓦解し、頼康の弟をはじめとする土岐康行の乱で一族支配が瓦解し、頼康の弟をはじめとする土岐康行の乱で一族支配が瓦解し、頼康の弟をはじめとする土岐康行の乱で一族支配が瓦解し、頼康の弟をはじめとする土岐康行の乱で一族支配が瓦解し、東京の北京ないできた。

配できてしまう状況だったのだろう。

ことが、一族支配の瓦解の一番の原因だったのではないかと考

える。

氏が尾張国のみに対し、押領行為を続けたことが原因と考えらを解明することは本稿においてできていない。おそらく、土岐めの策であったと結論づけたが、なぜ尾張国守護であったのかまた、土岐康行の乱が尾張国守護職を土岐氏から収公するた

注

れるが、今後の課題としたい

(1) 田中義成『南北朝時代史』(明治書院、一九二八年)

二七〇~二七一頁

『岐阜県史』史料編四、五五号)
(2)明徳二年十月十九日付「足利義満御内書案」(醍醐寺文書)

- 会編『日本政治社会史研究 下』、塙書房、一九八五年)(3)稲本紀昭「室町期伊勢国守護考」(岸俊男教授退官記念
- | 一二五(一二)、二〇一六年)、同氏「今川了俊の京都召還(4) 堀川康史「今川了俊の探題解任と九州情勢」(『史学雑誌

(『古文書研究』八七、二〇一九年)

- …、(5)「美濃守護土岐氏とその一族」(『歴史手帖』五一、一九七八
- (6) 新人物往来社、一九九七年

土岐康行の乱について(岩井)

- いて」(『岐阜史学』九二、岐阜史学会、一九九七年)二八(一)、一九九五年)、「南北朝期の土岐氏守護代につ(7)「南北朝期の土岐氏一族支配について」(『皇學館論叢』
- (8)「土岐頼康と応安の政変」(『日本歴史』七六九、二〇一二
- (9) その他に足利義満の政治権力の転換期となった康暦の政変を土岐氏の視点から考察された佐伯浩氏の「土岐頼康と変を土岐氏の視点から考察された佐伯浩氏の「土岐頼康と阜創立三十周年記念論集」、岐阜県郷土資料研究協議会、阜創立三十周年記念論集」、岐阜県郷土資料研究協議会、阜創立三十周年記念論集」、岐阜県郷土資料研究協議会、を検討された格和賢氏の「南北朝期における土岐氏の在京活動」(『大正大学大学院研究論集』四六、二〇二二年)な

中心に―」(『皇學館史學』一六、二〇〇二年)(10)「美濃国守護土岐頼益の支配体制―斎藤氏の抬頭過程をどがある。

- 土資料研究協議会、二〇一三年) 議会編『郷土研究岐阜創立四十周年記念論集』、岐阜県郷 、土資料研究協議会、二〇一三年)
- 歴史』三五六号、一九七八年)(12)「美濃守護土岐西池田氏と伊勢守護土岐世保氏」(『日本
- (13)前掲註(6)谷口氏著書、七八頁

14 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 一九六七年 上』(東京大学出

20

前掲註

(7) 多田誠「「南北朝期の土岐氏一族支配につ

- 15 告文』」(『神道史研究』六九(一)、二〇二一年 桐田貴史「天理大学附属天理図書館所蔵 『凶徒御退治御
- 16 『岐阜県史』は

康行の代官として、 を尾張国に配して、守護代とした。また弟島田満貞を 康政を伊勢国に土岐系図に伊勢、 土岐氏を総領した康行は、 京都に遣した。 革手府城に在って、 従弟直詮 (筆者註・詮直 其の子

り確認できず、康行期の守護代は『岐阜県史』の記述に依 拠する 九九頁)。土岐康行の尾張国守護としての徴証は管見の限 としている(『岐阜県史』通史編中世(岐阜県、一九六九年)

(17)土岐満貞の尾張国守護としての最後の徴証は管見の限り、 明徳二年八月七日付「管領細川頼元奉書」(妙興寺文書、 深秋の尾張国守護としての徴証が見られ 知県史』資料編九、六〇七号)である。翌年六月には畠山 (明徳三年六月

18 十三日付「管領細川頼元奉書」(『愛知県史』 六二五号))、以後土岐氏が尾張国守護になることはない 前掲註 14 佐藤氏著書、七九~八八百 資料編九

19 同右

- (21)『大日本史料』 いて 貞治五年八月八日条
- 22 前掲註 (8) 山田氏論文

山田徹「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討

23

- 岐氏—」(『文化學年報』六七、二〇一八年 (中) ―康暦の政変以降の政治過程と細川氏 ・山名氏・土
- (24)「花営三代記」(『群書類従』第二十六輯、雑部所収

(25) 『後深心院関白記』 康暦元年閏四月十四日条

- (27)山田徹「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討(下) 26 ―足利義満と斯波義将―」(『文化學年報』 六八、二〇一九 前掲註 (23) 山田氏論文
- 年

(28) 『明徳記』は和田英道『明徳記

校本と基礎的研究』

間書院、一九九〇年)を使用

30)「常楽記」(『群書類従』 前揭註 28 和田氏著書、三〇九頁 第二十九輯 雑部所収

嘉慶二

29

年五月九日条

31 研究叢書第九卷 富倉二郎 「明徳記考」(黒田彰・岡田美穂編 軍記物語研究論文集』、 ク レス出版 『軍記物語

二〇〇五年。

初出、

一九四一年

-60

また、和田英道氏は、次のような要件を示し、『明徳記

の作者を考察された。

士であったこと
士であったこと

- ・義満の策(謀)をしりうるほどの地位にあったこと
- ・土岐氏山名氏の滅亡に同情する地位にあったこと
- ・時衆に帰依していたこと

田氏著書、三五〇頁)。 の被官である温井入道楽阿を挙げられる(前掲註(28)和和田氏は右の四つの要件に当てはまる人物として畠山氏

- (32)『愛知県史』資料編九、一〇三二~一〇四一頁
- (33)前掲註(10)廣瀬氏論文、前掲註(11)佐伯氏論文
- (34)前掲註(14)佐藤氏著書、七一~七八頁
- 吉川弘文館、一九九八年。初出、一九八七年)(35)漆原徹「軍勢催促状と守護」(同『中世軍忠状とその世界』、
- (36) 康安元年(一三六一)十二月十五日付「伊勢守護土岐頼(36) 康安元年(一三六一)十二月十五日付「伊勢守護土岐頼
- 守護代について」年)三九五〇頁。前掲註(7)多田誠「南北朝期の土岐氏年)三九五〇頁。前掲註(7)多田誠「南北朝期の土岐氏系系大辞典」第二卷(角川書店、一九八一

(38)『三重県史』通史編中世(三重県、二〇二〇年)、四四一

頁

(40)康曆二年八月三日付「土岐頼康遵行状案」(神宮文庫所蔵(39)前掲註(14)佐藤氏著書、七四~七五頁

代として確認できる。(康応元年三月二日付「土岐康行施(社))多治見道甚は土岐康行が美濃国守護となると美濃国守護氏経卿引付、『四日市市史』資料編古代・中世七、一九五号)

一一号)・康応元年六月二十七日付「土岐康行遵行状」(醒行状案」(実相院文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、

醐寺文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、

四八号)

重県史』資料編古代・中世(下)、一八七号) 重県史』資料編古代・中世(下)、一八七号)

(4)『大日本史料』応永十一年十月六日条

(4)『三重県史』通史編中世、四八七百

(45)久我家文書、『三重県史』資料編中世三(上)、二六号

(46)京都御所東山御文庫所蔵、『三重県史』資料編中世三(中)、

一号

(47)『三重県史』通史編中世、四五四頁

使節大澤入道参洛」とある。(以降、本史料は『続群書類従』(48)『満済准后日記』永享二年十月五日条に「自_伊勢守護方。

補遺一を用いる。)

- (49) 『続群書類従』補遺二(以降、本史料は『続群書類従
- 補遺二を用いる。)
- (50) 前掲註(12) 谷口氏論文
- 同年五月六日条(51) 地蔵院文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、二号
- (5) 応永三十年十二月二十三日付「管領畠山満家奉書案」(四宣編三十年十二月二十三日付「管領畠山満家奉書写」(口宣編画・一一) 五四号)・応永 一一一 一一 「一一」 「一一」 「一一」 「一一」 「 一一」 「 一」 「 一
- (55) 『満済准后日記』 応永三十四年十一月二十七日条

54

前掲註

(3) 稲本氏論文、三〇七百

(56) 前掲註(12) 谷口氏論文、四六~四七頁

『満済准后日記』正長元年七月二十日条

57

- (58) 『満済准后日記』正長元年八月十一日条
- (5)『斎藤基恒日記』永享十二年五月十六日冬
- (60) 永享二年七月四日付「伊勢国守護土岐持頼書状」(西山地蔵院文書、『三重県史』 古代・中世(下)、二五号)、同年九月十一日付「土史」資料編中世三(中)、一〇号)、同年九月十一日付「土岐持頼書状」(西山地蔵院文書、『三重県史』古代・中世(下)、二五号)、同年献寺文書、『三重県史』資料編中世三

- (中)、一一号) 等がある。
- (61) 前掲註(6) 谷口氏著書、一七四頁
- (6)堀川氏は、この史料中に見られる肥田氏・高山氏を将軍(6)熊谷文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、八号
- のかは不明である。 (堀川康史「南北朝期室町幕府の直臣と考えられている。(堀川康史「南北朝期室町幕府の直臣と考えられている。(堀川康史「南北朝期室町幕府の直臣と考えられている。(堀川康史「南北朝期室町幕府の
- 一九七〇年)一四五~一四八頁(4)『土岐市史』(一)原始時代~関ヶ原合戦(土岐市
- (6) 『群書類従』第二十輯、合戦部所収
- 氏著書、八四頁)嶋田氏については、第三章で検討する。 保氏に従っていたことを指摘される。(前掲註(6)谷口とが確認できる。谷口氏は、「東池田氏」・「嶋田氏」も世とが確認できる。谷口氏は、「東池田氏」・「嶋田氏」も世とが確認できる。谷口氏は、「東池田氏」・「嶋田氏」も対象の、「大岐系図」に頼貞
- (67) 『三重県史』通史編中世、四五二頁

68

『三重県史』

通史編中世、

四五七頁

は確認されていない。多田氏は、「土岐頼康が濃・尾・勢一方で、頼康期には伊勢国に対し、一族による押領行為

守護に補任されて以来、 れており、伊勢は勢力圏外であった」と考えられている。 の三国守護であった時代、その勢力範囲は濃尾二国に限ら (前掲註(7)多田誠「南北朝期の土岐氏一族支配について」、 ○三頁)つまり、土岐氏は世保以降のみならず、伊勢国 伊勢国に於ける基盤が少なかった

69 と考えられる。 『続群書類従』第五輯下、系図部所収

〔70〕土岐康行の乱後、所領を失っていながら、世保氏に従っ たどうか不明の土岐氏一族もいる。それは土岐船木氏であ 船木氏には次のような史料がある。

「足利義満袖判下文案」(佐々木文書、 『岐阜県史』史料

編古代・中世四、三号 鹿苑院殿様

下 佐々木大膳大夫高秀

御判

右、 可 為川美濃国大屋田替所 ↘命;;早領知 ¡土岐船木伊豆入道跡事 宛行也、 者守 | 先例

可

致 ||沙汰||之状如| 件

明徳元年六月十八日

所領を失ったようである。しかし、高山氏とは異なり、応 船木氏は、高山氏同様、康行の乱で康行に味方し、乱後、

> 『岐阜県史』史料編古代・中世四、一二号) ついて訴えている。(「足利将軍家御教書案」佐々木文書 永三十四年に美濃国船木庄内十五条をはじめとする所領に 結果、訴えは

(71) 前掲註(6)谷口氏著書、八八百

棄却され、右の袖判下文をもって佐々木氏に安堵された。

(72)本稿で取り扱う各番帳とは次の通りである。

「幕府番帳」(『蜷川家文書』三〇・三一号

· 「文安年中御番帳」 (『群書類従』 第二九輯、雑部所収)

(以

下、「文安番帳」と称す。)

「永享以来御番帳」(『群書類従』第二九輯、雑部所収) 下、「永享番帳」と称す。

着到」(『群書類従』 「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座当時 第二九輯、 雑部所収)(以下、「長享 在陣 衆

番帳」と称す。)

·「東山殿時代大名外様附」(今谷明「『東山殿時代大名外 府解体過程の研究』、岩波書店、 様附』についてー奉公衆の解体と再編―」 九八〇年)(以下、「東山番帳」と称す。) 一九八五年。 **同** 『室町墓 初出

四番衆交名」(久下文書、七七号(『兵庫県史』 史料編

(73)「久下番帳」に見られる御器所・安津氏は系図で確認で 中世三))(以下、「久下番帳」と称す。)

以

氏は長沢氏と認識している。(前掲註(6)谷口氏著書、きず、いずれの系統か判別できない。安津氏について谷口

月月)にならにきなどのいては前掲註(7)多田氏「南北(7)南北朝期の守護代については前掲註(7)多田氏「南北八九頁)

(75)『大日本史料』康永元年十二月一日条朝期の土岐氏守護代について」を参照。

軍勢催促」(『年報中世史研究』三五、二〇一〇年)(76)渡邉元親「南北朝期室町幕府における「当参奉公人」と

(77) 『太平記』巻三十六「仁木京兆參南方事#大神官御託宣事」

(『太平記』は日本古典文学大系を使用。)

78

前掲註

(6) 谷口氏著書、九二百

討を要する。本文書の写真を確認すると、「延文元年」と日本史料』康安元年三月二十九条)、本文書については検(79)延文六年三月二十九日に北朝は康安と改元しており(『大

の源流 土岐明智氏と妻木氏』(土岐市美濃陶磁歴史館

思われる。写真は土岐市文化振興事業団編

『特別展

る基盤が少ないことなどを脆弱性の根拠とする。

二〇二〇年)一九頁で確認した。

Ⅰ〉度臺代よ月留代っ分争代司兼、旨参展な人、宣商された店、一九九○年。初出、一九六三年)一三五頁8)佐藤進一「室町幕府論」(同『日本中世史論集』、岩波

(前掲註(76)渡邉氏論文) (81)渡邉氏は明智氏も今峰氏同様、当参奉公人と指摘される。

裕之編『明智光秀』、戎光祥出版、二〇一九年。初出、(82)三宅唯美「室町幕府奉公衆土岐明智氏の基礎的整理」(柴

人一揆』、吉川弘文館、一九九五年。初出、一九八八年)、)福田豊彦「室町幕府の奉公衆体制」(同『室町幕府と国

83

一九八八年)、

七四頁

一四頁

前掲註(7)多田氏「「南北朝期の土岐氏一族支配につ

いて

84

85

同右

頼康の代から土岐氏による押領行為がなく、伊勢国におけて、かわず、一旦、美濃国で軍勢を集めてから向かったこと、田家所蔵文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一一号)田家所蔵文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一一号)

(いわい ひろと・皇學館大学大学院後期課程)